

# Tax Information

## 税のたより

### 固定資産の土地・家屋 価格等縦覧帳簿の縦覧 について

平成23年度の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を次のとおり行います。

#### 縦覧期間

4月1日(金)～5月31日(火)  
午前8時30分～午後5時

※土日・祝日は除く

#### 縦覧場所

役場 税務課  
縦覧できる方

町内に土地・家屋を所有する方で固定資産税の納税者(土地・家屋の所有者であっても、固定資産税が課税されていない方は縦覧ができません)

#### 必要なもの

- 身分証明書(運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート、健康保険証など)
- 委任状(本人・同一世帯以外の方や法人の場合)

#### 問い合わせ先

役場 税務課  
内線178・179

#### 無料税務相談

平成23年度は次のとおり開催します。ぜひご利用ください。

#### 開催日

偶数月の第2水曜日  
4月13日・6月8日  
8月10日・10月12日  
12月14日

#### 時間

午後2時～4時  
(二人30分以内)

#### 場所

役場 2階第2会議室

#### 担当

東海税理士会津島支部所属の税理士

#### 内容

相続、贈与、確定申告(消費税含む)などに関する税務相談全般

#### 一般 申込方法

税務課へ電話でご予約ください。

#### その他

- ・プライバシーは守られます。
- ・申告書等の税務書類の作成は行いません。

#### 予約・問い合わせ先

役場 税務課  
内線175・176

#### 休日納税(相談)窓口

町税の休日納税(相談)窓口を開設しますので、ご利用ください。

#### 日時

5月14日(土)・15日(日)  
午前8時30分～正午  
午後1時～5時

#### 場所

役場 収納課

※正面玄関は閉まっていますので、東側通用口からお入りください。

#### 問い合わせ先

役場 収納課  
内線122・123

#### コンビニエンスストア で納税できます

4月から従来の金融機関窓口に加え、町指定のコンビニエンスストアでも納税できます。

#### 取り扱いができるもの

- ・町県民税(普通徴収)
- ・固定資産税
- ・軽自動車税
- ・国民健康保険税

#### 取り扱いができないもの

次のものはコンビニエンスストアで納めることができません。ご注意ください。

- ・納付書一枚当たりの金額が30万円を超えるもの
- ・納期限が過ぎたもの
- ・領収済通知書にコンビニエンスストア用のバーコード印字がないもの
- ・汚損、破損等によりバーコードが読み取れないもの

#### 町指定のコンビニエンスストア

- ・セブンイレブン
- ・ローソン
- ・ファミリーマート
- ・サークルK
- ・サンクス
- ・ミニストップ
- ・ココストア
- ・デイリーヤマザキ

- ・ヤマザキスペシャルパートナーショップ
- ・ヤマザキデイリーストア
- ・コミュニティ・ストア
- ・am/pm
- ・セイコーマート
- ・ポプラ

- ・生活彩家
- ・くらしハウス
- ・スリーエイト
- ・スリーエフ
- ・セーブオン
- ・エブリワン
- ・RICKマート
- ・SPAR

- ・SPAR

(三菱UFJニコス取り扱いの表示店舗に限る)

- ・MMK(マルチメディアアキオスク)設置店

※名称は、合併等により変更される場合があります。

#### 納税には便利で安全な 口座振替制度を ご利用ください

納税の手間が省け  
時間の節約にもなります

口座振替ができる金融機関等

- ・三菱東京UFJ銀行
- ・中京銀行
- ・名古屋銀行
- ・三重銀行

- ・愛知銀行
- ・第三銀行
- ・岐阜信用金庫
- ・瀬戸信用金庫
- ・中日信用金庫
- ・いちいち信用金庫
- ・海部東農業協同組合
- ・ゆうちょ銀行・郵便局
- ※全国各本支店でご利用できません。

**申込方法**

- ・預(貯)金口座振替依頼書  
(自動払込利用申込書)
- ・預(貯)金通帳
- ・印鑑(届出印)

以上3点を右記金融機関に持参してお申し込みください。申込用紙は役場、町内各金融機関にあります。  
※過年度課税分および随時課税分については、口座振替ができません。

**口座振替領収書について**

領収書の必要な方は、毎年度申請が必要となります。印鑑持参のうえ、役場収納課でお申し込みください。

**問い合わせ先**

役場 収納課  
内線 122・123

**平成23年度 大治町税等納期限一覧表**

月	納期限	固定資産税	軽自動車税	町県民税	土地改良区賦課金	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	保育所運営費保護者負担金
4月	平成23年5月2日					1期	1期	1期	4月分
5月	5月31日	全・1期	全期						5月分
6月	6月30日			全・1期					6月分
7月	8月1日	2期				2期	2期	2期	7月分
8月	8月31日			2期	・福田悪水 ・小切戸用悪水	3期	3期	3期	8月分
9月	9月30日				・宮田用水	4期	4期	4期	9月分
10月	10月31日			3期		5期	5期	5期	10月分
11月	11月30日					6期	6期	6期	11月分
12月	12月26日	3期				7期	7期	7期	12月分
1月	平成24年1月31日			4期		8期	8期	8期	1月分
2月	2月29日	4期							2月分
3月	4月2日								3月分

**皆さんの介護保険料が**

**介護保険を支えています**

介護保険は、40歳以上の皆さんが保険料を負担し、介護が必要になられた場合に要介護認定を受け、費用の一部(1割)を払って、介護保険のサービスを利用する仕組みです。

町全体の介護保険のサービスにかかる費用のうち、20%は65歳以上の皆さんの保険料に支えられています。

保険料は、皆さんが安心してサービスを利用するための大切な財源となりますので、必ず納期限までに納めましょう。

**★1年以上の場合**

介護サービス利用時に、利用料を全額支払っていただくこととなります。

ただし、お支払いいただいた金額のうち9割分については、後日、役場民生課へ申請していただくことで払い戻しされます。(償還払い)

**★1年6カ月以上の場合**

償還払いとなった保険給付の支払いの全部、または一部が一時的に差し止められます。

**★2年以上の場合**

利用者負担額が1割から3割に引き上げられたり、利用者負担額が一定の上限額を超えた場合に、超過分が払い戻される高額介護サービス費の支給も受けられなくなります。

**ご注意ください！**

介護保険料を納めないでいると、いざ介護サービスを利用しようとするときに、その期間に応じて次のような制限が行われることがあります。

**問い合わせ先**

役場 民生課  
内線 158